

ジェネリック医薬品の使用割合目標について

ジェネリック医薬品の使用促進は、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものであることから、国を挙げて推進されてきた。

国におけるジェネリック医薬品の使用割合目標については、平成 29 年 6 月の閣議決定において、「2020 年（平成 32 年）9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められていたところである。

しかしながら、この目標期日を迎えたものの、本邦全体のジェネリック医薬品使用割合は 80%を超えず、目標は達成されなかった。

これを踏まえ、今般、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で 80%以上」という新たな目標が掲げられ、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（いわゆる、骨太の方針 2021）においても明記された。

福岡県におけるジェネリック医薬品の使用割合目標については、現行の福岡県総合計画にて、令和 3 年度までに「国の「骨太の方針 2015」における目標（H32 年度 80%以上）と同水準を目指す。」、また、福岡県医療費適正化計画（第 3 期）にて「平成 35（2023）年度の後発医薬品の使用割合を 80%以上」と設定している。

一方、福岡県におけるジェネリック医薬品使用割合は、資料 1 のとおり令和 2 年度下半期において 76.9%であり、目標値に達していない。

現在の数量シェア及び国の新目標を踏まえ、福岡県医療費適正化計画（第 3 期）や福岡県総合計画の目標を据え置き、引き続きジェネリック医薬品使用促進に取り組んでいくこととしたい。

(参考資料)

- 令和3年4月15日 財政制度等審議会財政制度分科会資料 (抜粋)
- 令和3年4月27日 経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ 厚生労働省提出資料 (抜粋)
- 令和3年5月12日 中央社会保険医療協議会 薬価専門部会資料 (抜粋)
- 令和3年6月18日閣議決定 経済財政運営と改革の基本方針2021 (抄)
- 平成29年度策定 福岡県総合計画 (後発関係) (抄)
- 平成30年8月29日 福岡県医療費適正化計画 (第3期) について (後発医薬品使用促進関係) (抜粋)